

## 建築物石綿含有建材調査者講習（一般・一戸建て等）申込方法

受講 記号	受 講 資 格 一 覧	添 付 書 類 等
(1)	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し
(2)	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び実務経験証明書
(3)	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。（4）において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者。	卒業証書写し又は卒業証明書及び実務経験証明書
(4)	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（（3）に該当する者を除く。）	卒業証書写し又は卒業証明書及び実務経験証明書
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び実務経験証明書
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明書
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者〔平成18年3月までの修了者に限る。〕で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者	左記に示す技能講習修了証写し及び実務経験証明書
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明書
(9)	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有する者	実務経験証明書
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	実務経験証明書
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	実務経験証明書

- 卒業証明書に「建築学に関する学科」が明記されていない場合は、「履修科目証明書」若しくは「成績証明書」を添付して下さい。
- 卒業証明書から「建築学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めたもの」の判断が困難な場合は、「履修科目証明書」若しくは「成績証明書」の提出を求めることがあります。
- (2)～(7)の実務経験証明書には、**事業主証明印（社印）**が必要です。  
（一人親方等で法人格がない個人事業主の証明は不可）
- (8)～(11)の実務経験証明書には、**行政機関証明印**が必要です。

## ★ 申込方法は、郵送のみとなります。

※ 窓口での受付は行いませんので、ご注意願います。

- 講習の申込は、先着順です。

申込書等の関係必要書類を全て揃えて、受講料（テキスト代）を納入して下さい。

卒業証明書等を取り寄せるのに時間を要すると考えられます。書類が完備されていないと受付できませんので、余裕をもって取り寄せて下さい。

- 講習会の空き状況等については、事前に電話にて確認をして頂くか、又はホームページの受付状況をご確認下さい。

### 《 申込に必要なもの 》

- 申込書（証明写真3.0cm×2.4cm・6か月以内に撮影したものを貼付して下さい。）
- 添付必要書類一式
- 身分証明書
  - 〔 下記書類のいずれかの写し 〕
    - ・ 国家資格の免許証（自動車運転免許証等）
    - ・ 健康保険証
    - ・ 住民基本台帳カード
    - ・ マイナンバーカード（表紙のみ）
    - ・ 住民票（マイナンバーが記載されていないもの）
  - 〔 外国籍の方、下記の書類のいずれかの写し 〕
    - ・ 在留カード
    - ・ 特別永住者証明書
- ※ 修了証の氏名は、在留カード・特別永住者証明書の記載のとおりとなります。
- レターパック若しくは着払伝票（受講票・テキストの送付用）  
（宛名を記載して下さい。）
- 404円切手を貼った小型定形封筒（修了証又は受講証明書の送付用）  
（受講者の宛名を記載して下さい。）
- 「受講料振込受領書」の写し

### 《 当日必要なもの 》

- 受講票
- テキスト
- 筆記用具（鉛筆、消しゴム等）
- 受講資格に必要な書類
  - 受講記号(1)の方 ⇒ 石綿作業主任者技能講習修了証の原本
  - 受講記号(7)の方 ⇒ 特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の原本
- ※ 講習中に確認しますので、申込時に添付された受講資格に必要な修了証の原本を必ず持参して下さい。
- 問診票
- 昼食

[ 注意事項 ]

- ・ 申込の受付は、先着順にて行います。なお、申込者数が定員に達したときは締め切ります。
- ・ 申込後の取消・欠席は、受講料をお返しいたしません。ただし、受講者の交代はできます。
- ・ 講習会の所定時間に遅刻・欠席した方は受講できません。早めに来場して、講習前に受付を済ませて下さい。
- ・ お弁当の販売はありませんので、各自でご準備下さい。

◆ 照会先 建設業労働災害防止協会 大分県支部（略称：建災防）

〒 870-0045

大分県大分市城崎町 3-3-41

TEL 097(538)0745

FAX 097(538)0323

- ・ 修了考査に合格された方は、修了考査終了後、概ね10日以内に「修了証」を簡易書留で郵送します。
- ・ 修了考査に不合格の方は、修了考査終了後、概ね10日以内に「受講証明書」を簡易書留で郵送します。

※ 修了考査に不合格の方で、「受講証明書」の有効期間内であれば、修了考査を再受験することができます。（大分県支部発行のものに限る。）  
修了考査の再受験を希望される場合は、修了考査再受験の項目を参照して下さい。

